

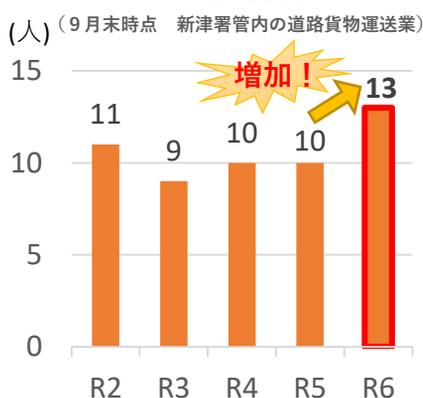
道路貨物運送業の 労働災害が 増えています



新潟労働基準監督署管内（新潟市のうち秋葉区、南区、五泉市、阿賀町）における令和6年の道路貨物運送業での労働災害（9月末現在）は、**前年と比較して1.3倍増加しています**。また、過去5年と比較しても、今年が最も多く発生している状況です。

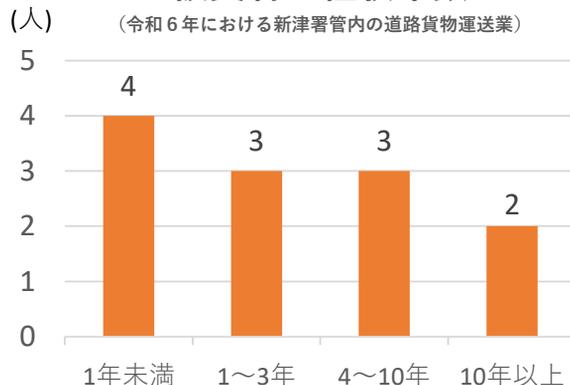
特に、業務の**経験年数が浅い労働者がケガを負っている傾向**がみられます。また、**重い物を持ち上げた際に腰や腕を負傷する事案**も多発しています。**経験年数が浅い労働者への教育、荷物の持ち方の指導といった活動の取組み状況を確認し、労働災害防止を徹底してください。**

死傷者数



令和6年は
道路貨物運送業の
労働災害が増加！

被災者の経験年数



令和6年は
経験年数の浅い方が
多く被災している傾向！

荷役作業に関する法律の改正

労働災害の発生や
重症化を直接防ぎます
至急着手を！

1 2トン以上の一部の貨物自動車は、 昇降設備と保護帽が必要

令和5年10月1日施行

これまで、最大積載量5トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されていましたが、**それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに範囲が拡大されました。**



なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とする。

2 テールゲートリフターによる 荷役作業は特別教育が必要

令和6年2月1日施行



3 テールゲートリフター操作時は 原動機の停止義務は適用除外 (条件付き)

令和5年10月1日施行



詳細はコチラ
(厚生労働省作成リーフレット)

